



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 沖縄労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare



労働基準監督官

～働く人々の安心と安全を守るために～



◎労働基準監督官とは

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

◎試験区分・採用状況

労働基準監督官A（法文系）、労働基準監督官B（理工系）があります。

令和5年度採用予定者数 210人（全国）

うち、沖縄労働局における採用（内定）者は2名（男性1名、女性1名）です。

※女性も多く活躍しています。

◎人事異動

採用後3年目及び4年目の2年間は他の労働局で勤務しますが、それ以外の期間は採用労働局（管内労働基準監督署を含む）で勤務します。

また、本人の希望や能力・適正により、厚生労働 本省での勤務も可能です。

◎若手労働基準監督官からのメッセージ

私は、労働基準法等に規定された最低限度の労働条件を守り、安全な職場環境を守るために働くことができる職務に興味を持ち、労働基準監督官を志しました。

労働基準監督官は、様々な業種の会社を相手にすることとなり、多くの法令の知識や経験が必要になりますが、1年目は実地研修として先輩達に同行して実務を学び、法令等は埼玉県朝霞市にある労働大学校で実施される集合研修で全国の同期と切磋琢磨しながら知識の習得に努めることができます。

2年目になると、主担当として事業場の調査をすることになりますが、その過程で処理方針等に悩むことも多々あります。しかしながら、不安な点、分からないことは上司、先輩に相談すると熱心かつ丁寧に教示していただくので、安心して業務に取り組むことができます。労働基準監督官は、事業場の一般的な労働条件等の調査だけではなく、

- ・労働災害が起こった際の原因究明と再発防止対策を求めるための調査
- ・法令違反を改善しない悪質な事業場に対する司法警察員としての捜査
- ・業務上の怪我や病気を起因とする労災保険を給付するための調査

等、様々な形で労働者のために働くことができるやりがいのある業務です。また、労働基準監督官の仕事は、様々な業種の事業場を相手にするため、知識だけでなく、労使に対する懇切丁寧な説明や柔軟な対応を行う能力を身につけることができます。そして我々の業務をとおして誰もが安心して働ける社会の実現に貢献することができ、労使の問題解決をしたときには感謝される等、社会人としての充実感を感じることができる意義のある業務であると日々実感しております。（令和4年度 採用）



【連絡先】 沖縄労働局総務部総務課人事係 TEL098-868-4003
那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎1号館（4階）
<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/home.html>